

未実現の提案に係る諮問事項に関する意見

平成21年度

平成21年8月7日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

## 1. はじめに

構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度においては、内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会は、構造改革特別区域推進本部長からの諮問を受け、調査審議を行うこととされている。

今回は、第13次及び第14次提案において未実現であった約200件の提案のうちから、特にニーズや社会的注目度が高く、地域活性化への効果等の意義があると考えられる3件について諮問を受け、評価・調査委員会は、提案の趣旨の実現に向けた調査審議を行った。

## 2. 未実現の提案に係る平成21年度調査審議について

### （1）調査審議の進め方

評価・調査委員会に対する諮問事項については、提案の分野に応じ、それぞれ対応する専門部会においてより専門的かつ詳細な検討を行うこととした。

具体的には、

- 「ナースプラクティショナー（専門性の高い職務が可能な看護師）の必要性」及び「町家の空家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の構造設備基準の緩和」の2件については、医療・福祉・労働部会
- 「酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和」については、地域活性化部会

において、提案者、規制所管省庁及び有識者からのヒアリングや、それを踏まえた検討を行った。

### （2）調査審議結果

調査審議に係る諮問事項についての個別の調査審議意見等は、別紙のとおりである。

諮問事項3件のうち、「町家の空家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の

構造設備基準の緩和」及び「酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和」の2件について、提案の趣旨を十分に考慮し実現に向け、規制所管省庁に別紙の対応を求めることとした。

一方、「ナースプラクティショナー（専門性の高い職務が可能な看護師）の必要性」については、更に検討を重ねていくことが必要であることから、今回は評価・調査委員会として意見は提出せず、これまでの調査審議における指摘事項を踏まえた今後の調査審議の進め方を示した上で、引き続き審議を行い、平成21年度中に調査審議意見を取りまとめることとした。本件については、規制改革会議と連携しつつ、審議を行ってきたところであり、引き続き緊密に連携していくこととする。

### 3. おわりに

今回、諮問から約2か月という短い期間の中で2部会合わせて8回の会合を開催し、調査審議意見を取りまとめることができたのは、関係者のご協力によるものであり、感謝申し上げたい。本意見は、構造改革特別区域推進本部長に対し提出するものであるが、同本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んで頂きたいと考えている。

今回提出する諮問事項に対する意見は、これまでの議論を取りまとめたものであり、今後規制所管省庁における検討や取組についてのフォローアップを行っていく必要がある。一方、今回意見の提出を行わなかった諮問事項については、意見の取りまとめに向け引き続き審議を行っていく。なお、構造改革の推進にあたっては、政府部内の様々な視点からの取組に関係してくることから、規制改革会議などの関係機関と、一層の連携を図っていくことが重要である。

評価・調査委員会としては、今後とも、未実現提案の趣旨の実現に向けた調査審議を通じ、提案者の要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

●「町家の空家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の構造設備基準の緩和」について

意見	<p>本提案については、不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全の確保等の観点に留意しつつ、構造改革特別区域において規制の特例措置を講ずることにより提案者の要望に応えるよう、内閣官房及び規制所管省庁において特例措置の要件等の検討を進め、可能な限り早期に実施すること。</p>
意見の考え方	<p>提案者は、歴史的な街並みの保全や都市部との交流の促進による地域の活性化を図るため、町家の空家を活用して旅館業(旅館営業又は簡易宿所営業)を行うことを考えているが、伝統的な町家の風情を活かすため、旅館業法施行令に定める玄関帳場等の構造設備基準の緩和を求めている。</p> <p>一方、規制所管省庁は、旅館業における不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全の確保、感染症対策やテロ対策等の観点から、宿泊者が施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面する形で、宿泊者との面接に適する玄関帳場を設置することが必要であるとしている。</p> <p>しかしながら、歴史的な街並みは、地域の活性化のために活用することが期待されている、貴重な地域の資産である。近年の観光に対するニーズの多様化の中で、滞在しながら地域との交流を楽しむといった新たな観光のスタイルが生まれつつあり、町家における宿泊へのニーズは高いものと見込まれる。</p> <p>また、既存の町家を活用するため、玄関帳場を設置することが困難な本提案のようなケースであっても、現行の玄関帳場の有する宿泊者の安全の確保等に関する機能を、別の手段によって担保することは可能であると考えられる。</p> <p>したがって、町家における宿泊により交流の活性化が特に見込まれる地域において、不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全の確保等が担保されることを前提に、構造改革特別区域において規制の特例措置を講ずることにより、旅館業法施行令に定める玄関帳場等の構造設備基準について、一定の緩和を図ることが適当である。具体的には、以下の要件を満たす場合に、当該特例措置の適用を認めることを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区に限ること。</li> <li>・既存の町家を活用するため、玄関帳場を設置することが困難であること。</li> <li>・旅館業のために使用する町家は、宿泊者の管理が可能な一定の範囲内の区画に存在すること。</li> <li>・別棟帳場事務所(同一区域内の別敷地の事務所)において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿への記入事務を行うこと。</li> <li>・入室時には、別棟帳場事務所から町家まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠の上、宿泊者に鍵を引き渡すこと。</li> <li>・町家への出入りを確認できるよう、カメラ又はこれと同等の監視機能を有するものを設置することにより、玄関帳場の機能を代替するとともに、事業者においては、宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。</li> <li>・町家と別棟帳場事務所との間を連絡する通話機器を設置すること。</li> <li>・自治体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。</li> </ul>

●酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和について

<p>意見</p>	<p>本提案について、規制所管省庁は、特定の地域内で生産した酒造好適米を使って、当該地域内の酒造業者が日本酒を製造する場合に限り、酒造好適米を増産することが可能となる特例措置を講じるよう検討されたい。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>日本酒の消費量は、減少傾向が続いているが、過去の提案者からヒアリングを行ったところでは、地域内で生産された酒造好適米を原料とする日本酒を製造・増産したいという要望がある。酒造好適米が主食用米と同じ枠内として扱われている現在の生産調整の制度では、こうした要望に十分に答えることができない。</p> <p>酒造好適米は、一般に主食用米よりも高値で取引されているが、面積当りの収量が低く、栽培も難しいため、農家からは敬遠されがちである。このため、酒造業者が欲する品種の酒造好適米を入手することが困難である、又は、一部地域で生産された品種の奪い合いとなり、入手するのに苦労するということがあり、本当に造りたい日本酒を造れない状況もある。</p> <p>酒造好適米を増産することが可能となれば、地域に適した品種の酒造好適米が生産され、酒造業者も欲しい米を入手しやすくなり、地域の特色ある酒造りが展開され、これが日本酒の消費量の増加にも繋がり、地域の活性化も期待される。</p> <p>規制所管省庁の生産調整の制度の見直しについては、諸事情により今しばらく検討に時間を要することは承知している。しかしながら、酒造好適米は本来加工用米に分類されるべきであるにもかかわらず、主食用米と同じ枠となっているという制度上のずれがあるのは事実である。したがって、現行制度のもとにおいても、特区として酒造好適米の生産調整の要件緩和について前向きに検討することは、十分に意義のあることであり、規制所管省庁には提案の実現に繋がるような前向きな検討を望む。</p>

●「ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能な看護師)の必要性」に関する調査審議の今後の進め方について

<p>調査審議の今後の進め方</p>	<p>「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)によれば、規制所管省庁において、医師と看護師等の間の役割分担の見直し(専門看護師の業務拡大等)について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめることとされている。</p> <p>一方、評価・調査委員会においては、本提案について、これまでの調査審議を通じ下欄のような事項を指摘しているところであり、規制所管省庁においては、当該専門家会議における検討に際し、当該指摘事項について十分に考慮の上、提案者の要望に最大限応えるよう努めるべきである。</p> <p>規制所管省庁においては、当該専門家会議における検討の推進に当たり、評価・調査委員会における指摘事項の反映状況と併せて、評価・調査委員会に次のとおり報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年9月頃を目途に、検討事項の整理状況及び検討スケジュールの見直しについて</li> <li>・ 平成21年末を目途に、検討の進捗状況及びさらに検討すべき課題について</li> <li>・ 平成21年度末を目途に、検討の結論について</li> </ul> <p>評価・調査委員会においては、当該報告を踏まえつつ、本提案について引き続き調査審議を行い、平成21年度中に調査審議意見を取りまとめることとする。</p> <p>なお、本提案については、規制改革会議と連携しつつ、調査審議を行ってきたところであり、引き続き緊密に連携していくこととする。</p>
<p>これまでの調査審議における指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに拡大対象として想定される看護師の業務の、一連の医療行為のプロセスにおける個々の要素について、一定の教育課程を経た看護師に行わせることの是非や、どのような条件の下であれば認める余地があるのか等について、具体的事例に即して検討すべきではないか。</li> <li>・ 新たに拡大対象として想定される看護師(診療看護師)の業務の現状の位置づけは、次のとおりであると考えられる。このうち、①については、一定の経験と高度な教育(新たな医療業務を可能とする一定の養成課程)の履修を前提に、医師と共同で作成したプロトコルに基づいた看護師の業務として認めるよう、教育内容と一体として検討すべきではないか。また、②については、類型化や例示を通じ、看護師の業務として位置づけられる範囲を明確化すべきではないか。</li> </ul> <p>① 現行法において、医師以外が行うことは認められないもの</p> <p>② 個々の現場の状況、医師の具体的な指示の内容や態様により判断が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の養成課程を経た看護師の高い専門性を活用することで、より質の高い医療サービスが期待できる場面としては、例えば、救急外来、在宅医療現場、過疎地、小児科、周術期、周産期などといったものが想定され、このような場면을想定して具体的な検討を進めるべきではないか。</li> <li>・ 医療現場と患者の現状における問題点を踏まえて検討を進めるべきではないか。</li> <li>・ 既にいくつかの教育機関では、専門性の高い職務が可能な看護師の養成に取り組んでおり、当該養成課程において不可欠の要素である実習の取扱いについては、上記検討と並行して検討の上、早急に決する必要があると考えられる。医師である指導教官の責任の下に指導監督することを前提に、当該養成課程において実施可能な実習の内容について明らかにすべきではないか。</li> </ul>